

## 単独処理浄化槽を密造

# 製造会社などを搜索

岐阜県警

生活排水を浄化する機能がないため二〇〇一年四月以降、製造が禁止された単独処理浄化槽を密造したとして、岐阜県警生活保安課、羽島署と福岡県警の合同捜査本部は二日、浄化槽法違反の疑いで北九州市小倉南区の

製造会社と、販売元の愛知県藤岡町内の浄化槽販売会社など関係先五カ所の搜索を始めた。同販売会社は愛知、岐阜両県などで単独処理浄化槽を販売していた疑いもあり、販売ルートの解明を進めている。

調べでは、製造会社は〇一年四月から〇二年四月までの間、単独処理浄化槽を製造していた疑い。藤岡町の販売会社が岐阜県羽島市の民家一軒に販売し、犯行が分かった。

浄化槽は下水道未整備

地区で使用されるが、〇一年四月に施行された浄化槽法は、し尿しか処理できず生活排水が河川などへたれ流しとなる単独浄化槽の製造を禁止し、新規の浄化槽設置や更新時には、し尿、生活排水をともに浄化できる合併浄化槽の使用を義務づけている。また、従来からの単独浄化槽使用者に対しても、各自治体が補助金を出して合併浄化槽への切り替えを勧めている。

- ・ このページ掲載の新聞記事は、中日新聞(夕刊)から転載しています。
- ・ この新聞記事掲載は、中日新聞社から転載を許可されたものです。
- ・ このページ記載の新聞記事の著作権は、中日新聞社にあり二次利用は許可されておりません。